

第5章 計画の数値目標

計画の数値目標（自殺死亡率）

計画の数値目標（自殺死亡率）

国大綱では、平成38（2026）年までに自殺死亡率を、平成27（2015）年の18.5人と比べて30%以上減らし13.0人以下とすることを目標として決めました。

県計画では平成34（2022）年までに自殺死亡率を、平成27（2015）年の19.5人と比べて25.1%減らし14.6人以下と決めました。

本市においては、平成28（2016）年の自殺死亡率が17.8人と全国の自殺死亡率16.9人と比べて多い状況にあります。

このような現状や国の方針を踏まえながら、「基本施策」及び「重点施策」に取り組むことによって、本市の自殺死亡率を平成35（2023）年までの5年間で、おおむね20%減らし、14.0人以下を目標として定めます。

○自殺対策計画の数値目標

国大綱		平成27（2015）年	平成37（2025）年
	自殺死亡率	18.5人	13.0人以下
	対2015年比	100%	70.0%
県計画		平成27（2015）年	平成34（2022）年
	自殺死亡率	19.5人	14.6人
	対2015年比	100%	74.9%
本計画		平成28（2016）年	平成35（2023）年
	自殺死亡率	17.8人	14.0人
	対2016年比	100%	78.7%